

# 体験学習を取り入れた人権教育の在り方

長期研修員 横山 恵 造

Yokoyama Keizou

## 要 旨

私たち教員は、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、身の回りの差別や矛盾を解決しようとする意欲や実践力、人権感覚を子どもたちに培わなければならない。

そこで、人権意識の基盤となる自尊感情を高め、コミュニケーション能力やアサーティブネスなどのスキルを育てるため、体験学習を中心にした人権学習の在り方を考察し、特に福祉体験を中心にした指導計画を作成した。

キーワード： 人権教育、体験学習、自尊感情、コミュニケーション能力

## 1 はじめに

1948年、現代における人権尊重を方向付けた「世界人権宣言」が国際連合（以下国連とする）の総会において採択されてから半世紀余りを経過した今、21世紀の人権尊重の在り方について新たに考える時を迎えている。

世界人権宣言は、第26条の2において教育の目的を、「人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化」にあるとした。この延長上に立ち、1966年の国際人権規約の採択や1974年のユネスコによる「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」をはじめとして、様々な機会を通じて国連は人権を守るための施策を進めてきた。そして20世紀から21世紀への橋渡しとなる1995年から2004年までの10年間を国連は「人権教育のための国連10年」と定め、「教育」と「人権」の関係を問い直す作業を進めた。

本県でも「『人権教育のための国連10年』奈良県行動計画」（1998年）や「奈良県人権施策に関する基本計画」（2004年）に基づいて、これまでの成果や歴史的経緯を認識し、一人一人の人権が真に尊重される社会の実現に積極的に取り組むべく、人権教育の一層の推進を目指した。

本研究では、人権教育をより発展させるために、従来の人権教育が受け身的になりがちであること、知識や規範の伝達にとどまっている傾向があることなどが指摘されていることを克服し、人権を尊重する主体的な態度や行動力をはぐくむことを目指す一つの方途として、福祉体験学習を中心とした人権学習の在り方について明らかにしていきたい。

## 2 研究目的

これまでの人権教育の成果を整理するとともに、従来の人権学習にみられがちな教育課題を克服するため体験学習を取り入れた人権教育の在り方について考察する。

## 3 研究方法

- (1) 人権教育の現状と課題について先行文献などを分析する。
- (2) 人権教育における体験学習の意義について文献をもとに考察する。

- (3) 体験学習の在り方について先行事例や文献をもとに考察する。
- (4) 中学校における体験学習を取り入れた指導計画を作成する。

#### 4 研究内容

##### (1) 人権教育の現状と課題

同和教育50余年の取組の中で、部落問題の学習を通して様々な差別や人権の課題について科学的認識を培い、人権を尊重する態度や行動力を育成することに取り組んできた。同和教育が人権教育の基礎を築いてきたといえる。

しかし、今日の子どもたちを取り巻く環境は大きく変化している。この社会の変化の中で、少年非行や少年犯罪は後を絶たず、学校においては、いじめ、不登校、差別事象など様々な人権にかかわる問題が発生している。これらの共通基盤には、人権尊重の精神が十分に根付いていない現状がうかがえる。子どもたちの心の奥底まで届く人権教育の推進は、まさに重要課題と考える。

従来の人権教育は、学習者が受け身的になりがちであること、内容や形式の画一化・重複によりマンネリ化すること、あるいは「差別はいけない」という建前の繰り返しによって学習者の「またか」意識や反発を招いていることが指摘されている。また知識や規範の伝達のレベルにとどまっている傾向があるとも言われている。

人権教育の今後の在り方について、2006年文部科学省から出された『人権教育の指導方法等の在り方について [第二次とりまとめ]』では「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、[自分の大切さと共に他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが、人権教育の目標である。」と示している。この具体化のためには、奈良県の人権教育推進プランに示されている人権教育の基本方向である「教育を受ける権利の保障を通して」「人権についての理解を深める教育として」「人権を尊重する主体を育てる教育として」「人権が尊重される教育として」の四つの側面からの具体的実践が必要である。

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中であるからこそ、人権の学習の手法や内容を充実させた人権教育の推進が必要であると考ええる。

##### (2) 人権教育における体験学習の意義

今日の子どもたちを取り巻く著しい環境の変化にともない、様々な人権にかかわる問題が発生している。この背景には、いったい何があるのか。

その要因の一つとして、子どもの直接体験の欠如が挙げられることがある。社会の急激な変化が進展する中で、今日の子どもは、ややもすると知識はあるが知恵がないといわれている。机上の体験、つまり間接体験に終始しがちになり、自分の身体や五感を使って体験するという直接体験が不足しているのではないかという危惧がある。

人権学習は、普遍的な人権の概念を学ぶとともに、人権と自分のかかわりに気付き、その問題解決に役立つ学習でなければならない。人権差別の問題にかかわる事実の認識や知識の学習にとどまってしまうたり、「差別はいけない」という結論を急ぎすぎると、誤った知識を持ち、その問題を忌避してしまう傾向を生むことがある。そうならないように、知識の伝達で終わらず、その問題について様々な意見を出し合い、自分とは異なる価値観に出会うことで葛藤し、人権問題解決に必要な技能や態度をはぐくむ学習が必要である。

つまり、「教える」という学習スタイルだけではすませるのでなく、「気付き」や「発見」を大

切にして、問題解決に向けての方法を自ら学び取る学習スタイルへと発想の転換をはかる必要がある。

人権教育推進プランに示されている「人権を尊重する主体を育てる教育」の観点に体験学習を位置付けた場合、体験学習は、人権差別や人権侵害に直面したとき、どのようにとらえ、どのように行動するかという問題解決に必要な技能や態度を身に付けさせる効果的な手法であるということができるのではないだろうか。体験学習によって、子どもたちに他者理解・社会理解・自己理解の三つの理解を深め、社会的有用感や自己肯定感を得ることにつながり人権意識の基盤となる自尊感情を育てることができるのではないだろうか。

### (3) 体験学習の在り方

#### ア 体験学習を通じて生徒に高めたい力

豊かな自尊感情を持つ人は、自分を一人のかけがえのない人間として自覚できるため、自分もとより他人の人権が侵害されたときにも、自分のこととして憤りを覚え、人権を尊重しようとする意識が生まれてくる。

人権を尊重する意識を行動につなげるため体験学習を通じて、コミュニケーション能力・アサーティブネスなどの技能（スキル）等の対人関係能力を高めたい。

#### イ 体験学習の理論

体験学習とは、日常的な学習環境である学校と異なる環境での体験を通して、態度変容や問題解決の能力などの学習効果を期待するものを総称している。また、学校と家庭、地域社会が互いに協力、連携することによって学びを結び付けていく役割を果たすことにもなる。

しかし、「体験をしたらそれで良い」というものではなくその体験を通して気付いたこと、感じたことを分かち合い、その解釈から学びを深めて、次の行動へと生かしていく循環過程として構造化される教育法を意味している。先行事例としては「環境学習指導者ハンドブック」（広島県環境部環境調整室）があり、その中では体験学習のポイントを以下の4点としている。

##### ① 参加者中心の学習

あくまでも参加者中心の学習法。進行役は、学習の場の設定、当初の課題などの準備を行い、指導ではなく、学習促進のための援助的な役割を担う。また体験の内容そのものに介入せず、体験したことの明確化や概念化の段階において関わる。

##### ② 気付きの概念化

体験は、気付きや感じたことの確認や解釈に終わるのではなく、理論との統合によって概念化（仮説化あるいは一般化）されて、実際の適応や新しい状況での試みに生かされる。

##### ③ 学び方を学ぶ学習

体験学習は、学ぶことよっての知識の蓄積を行うものではなく、「学び方を学ぶ学習」の場である。参加者が体験学習を通じて、自分自身で主体的な学び方を身に付けることで、実生活の中で「体験→ふりかえり→わかちあい→実践」という循環過程が生かされてくる。

##### ④ 体験学習の循環学習プロセス

体験学習で大切なのは、体験を学びに結び付ける「循環学習のプロセス（過程）」である。体験学習でいわれている「導入→体験→ふりかえり→わかちあい→実践→次の体験」という流れを踏まえた上で、「ふりかえり→わかちあい」の段階で単に感想を披露し合うだけではなく、今ここで何を体験して、その体験で自分に何が起こったのかを見つめ、自分及び自分と他者との関わりについて考え、その結果を自分なりにまとめてみるということを参加者自身が感じられる（考えられる）ことが大切である。

さらに、ただ体験をすればいいのではなく、それが生徒の力になる体験学習にしていくために、以下の4点を指摘している。

① 目的の明確化

その体験が子どもたちにとって必要なことであること。そのことがきちんと説明できること。

② 双方向性

子どもたちにとってよかれ、という学校側の学習ニーズだけではなく、地域の側が生徒に期待すること、すなわち地域ニーズが相互に合致すること。

③ 貢献性

地域社会に対して、子どもたちが何らかの貢献ができる体験であること。子どもたちにとって社会的有用感や達成感が得られるプログラム。

④ 継続性

ある一定期間、継続して体験できること。活動が継続的に展開されてこそ、社会の構成員としての規範意識、他人を思いやる心など豊かな人間性をはぐくむことができる。

以上のように体験学習は様々な対象と直接かかわることにより、机の上だけの学習と異なり、大きな成就感や充実感などが得られる。また、他者との関係の在り方を学び、生き方の探求などにつながり、豊かな心の育成に資するものの一つになりうる。

(4) 年間指導計画の作成

以上の考察を基に、中学校における人権学習の年間計画を作成した。体験内容としては、福祉体験を中心に考えた。福祉体験学習の教育効果については、西尾祐吾・上續宏道が、以下の4点を指摘している。

第1点・・・子どもたちの社会体験の狭さを補うということである。様々な人や物、事象とのかかわり、触れ合いを通じて、自己の知識・経験を深めたり、自己を確かめる機会ともなる。

第2点・・・人間及びその背景の多様性の理解である。社会は多様な人から成り立っている。社会に存在する様々な人と触れ合うこと、様々な人の立場を理解することは、自己の生き方ともかかわりつつ、異なる他者への理解を促す契機ともなる。

第3点・・・共感能力の涵養が挙げられる。近年、いじめや差別事象など人権にかかわる事件が多発しているが、ここには共感能力の欠如という問題も大きく関わっているのではないかと考えられる。つまり、我々は人と共感することによって人の心の痛みを感じ、他者と良好な関係を保ち、心を豊かにすることができ、さらに他者への暴力的・攻撃的な行為を抑止することにもなる。

第4点・・・子どもたちの自尊感情を高めるということである。健全な自尊感情から適切な自尊心が生まれる。他者と触れ合い、自己の経験や知識・能力等をその人々と分かち合うことが可能となる。そうした中で、自己を確認したり、自己の責任を体験という形で果たす貴重な機会を得ることにもなるのである。

これらの指摘は筆者も経験上感じていたことである。福祉体験学習は、子どもたちにとり各自が他者や社会に役立つことができたという自信や満足感を得ることを通じ、自己の有用感を再確認したり、自己の生き方や存在感を確立し、他者や社会との連帯感を醸成することに結び付く学習となる。

また、計画を作成する際には、人権感覚の高揚と定着を図るために全ての教科・領域、中でも道徳の時間と連携した指導を生かすことが大切である。体験学習は、総合的な学習の時間や特別

活動の時間に実施されることが多いが、人権感覚を育てていくためには、人間としての在り方や生き方という視点から道徳の時間を工夫し、体験学習と連携を図ることが効果的である。

ア 年間指導計画の作成

資料1は、中学校1年の総合的な学習の時間を中心にした人権学習の年間指導計画（案）である。

（資料1）

1年生 人権学習（福祉体験プログラム）（案） 〇〇〇立〇〇中学校			
<p>[ねらい]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎福祉体験を通じて、人権意識の高揚をはかる。</li> <li>◎福祉体験を通じて、自尊感情やコミュニケーション能力を育成する。</li> <li>◎福祉体験を通じて、介護の技術や技能に関する知識を少しでも身に付けることにより、日常的なボランティア活動を行える生徒の育成に努める。</li> <li>◎福祉体験を通じて、働くことの喜びや責任、厳しさを学ばせる。</li> <li>◎福祉体験を通じて、社会の役に立つ喜びや充実感を知り、地域社会の一員としての自分の役割に気付かせる。</li> </ul> <p>[展開]</p>			
	総合的な学習の時間の展開	教師の支援	道徳・特別活動との関連
1学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現状認識にかかる学習(22h)</li> <li>・学年集会（課題認識の共通理解について）</li> <li>・みんなが暮らしやすい社会を目指して、地域に出かけて課題を探る（例 福祉マップ作り）</li> <li>・車いすバスケット観戦</li> <li>・県営福祉パークで学習等々</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教師による体験学習の協力依頼や打ち合わせ（社会福祉協議会・PTA・各施設）</li> <li>・教師と講師との打ち合わせ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすバスケットの感想の交流や分かち合い</li> <li>・人権学習教材「境い目」の学習</li> <li>・点字 手話 要約筆記等の学習（基本的事項）</li> <li>・福祉パーク学習の反省</li> <li>・疑似体験の感想の交流や分かち合い</li> <li>・自分が求める援助方法を考える。</li> </ul>
2学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉体験学習(48h)</li> <li>・福祉事前学習（保護者の協力を得る）（例 講演会・疑似体験）</li> <li>・福祉体験のグループ分け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別活動、道徳との連携により、人権学習に展開する</li> <li>・各施設の巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビデオ「老人福祉の今日と明日」の視聴と学習</li> <li>・活動報告会に向けて</li> <li>・各自の考える場を設ける</li> </ul>
3学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉体験学習（疑似体験を含む）</li> <li>・体験学習報告会等々（資料2参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習報告会の準備や助言</li> <li>・課題意識を持続できない生徒への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「心のノート」の活用 例 「思いやる心」「社会に生きる一員として」</li> </ul>
<p>疑似体験の例 ガイドヘルプ 車イス インスタントシニア（地域・教室・体育館）</p> <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日程などで、福祉体験が実施できないときは、疑似体験を中心に学習を進める。また、校外学習をボランティア活動と連携させる。</li> <li>・総合的な学習の時間を中心に実施する。</li> <li>・全ての教科・領域、中でも道徳、特別活動との連携により、人権学習に展開する。</li> </ul>			

資料2は、資料1中の福祉体験学習の具体的な展開例である。富山県福野町立福野中学校の実践例を参考に総合的な学習の時間を「課題認識の場」「探究の場」「体験活動の場」「自己表現の場」「生き方を考える場」の5段階で構想した。

(資料2)

5つの場	主な活動と経過			時間
課題認識の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題を意識化する。</li> <li>・福祉体験学習についての説明を聞く。</li> <li>・講演会などで福祉についての基本的な知識を学ぶ。</li> <li>・疑似体験で障害について理解する。</li> <li>・自分の課題の決定と、同じ課題を持っている生徒がグループを作る。</li> </ul>			8
探究の場	高齢者施設グループ	身体障害者施設グループ	保育園グループ	16
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験方法についてグループで話し合う。</li> <li>・活動の計画を立てる。</li> <li>・施設と連絡調整（事前訪問等）。</li> <li>・インターネットなどで調べる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験方法についてグループで話し合う。</li> <li>・活動の計画を立てる。</li> <li>・施設と連絡調整（事前訪問等）。</li> <li>・インターネットなどで調べる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験方法についてグループで話し合う。</li> <li>・活動の計画を立てる。</li> <li>・施設と連絡調整（事前訪問等）。</li> <li>・インターネットなどで調べる。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者施設で実際の体験を行う。</li> <li>・高齢者についての理解を深める。</li> <li>・自己の認識を深める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者施設で実際の体験を行う。</li> <li>・身体障害者についての理解を深める。</li> <li>・自己の認識を深める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園で実際の体験を行う。</li> <li>・保育園児についての理解を深める。</li> <li>・自己の認識を深める。</li> </ul>	
自己表現の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発表方法やまとめ方を考える。</li> <li>・体験結果を体験学習報告会で発表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発表方法やまとめ方を考える。</li> <li>・体験結果を体験学習報告会で発表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発表方法やまとめ方を考える。</li> <li>・体験結果を体験学習報告会で発表する。</li> </ul>	4
生き方を考える場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験で学んだことや、貢献したことを福祉体験日誌や作文にまとめる。</li> <li>・新しく体験してみたいことや継続してみたい活動を考える。</li> <li>・互いの「人権」を認め合いすべての人が尊重される社会について考える。</li> </ul>			2

5 研究結果と考察

人権意識を培う体験学習の在り方について考察し、福祉体験学習の指導計画を作成した。子どもたちは、自ら学習に参加することにより各自が他者や社会に役立つことができたという自信や満足感を得て、自己の有用感を再確認することができる。そのことは、人権意識の基盤となる自尊感情を育て、自己の生き方や存在感を確立し他者や社会との連帯感を醸成することにも結びつくものであると考える。

6 今後の課題

体験学習を実施するに当たり大切なことは、その実施目的が何であるかを常に明確に意識することである。また、それにかかわる課題認識が十分でない、子どもたちは何となく楽しんでいるだけといったことにもなりかねない。体験学習は体験を通じ気付いたこと発見したことを深め、それを自らが具体的実践するのに生かすのに有効である。

今後このことを十分認識して、筆者も体験学習を通して人権意識を培う教育推進に努めていきたい。

参考・引用文献

(1) なかま NO. 224	奈良県人権教育研究会	2006
(2) 福祉教育の課題	西尾祐吾・上續宏道 晃洋書房	2000
(3) 特色ある教育活動の展開のための実践事例集（中学校・高等学校編）	文部省	1999